

店舗等新規出店支援事業費補助金 Q&A

No.	質問項目	回答内容
1	本補助金の趣旨は。	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面による販売、サービスの提供を主たる目的とする店舗は、外出自粛要請などの活動制限により大きな打撃を受けており、市内商業の衰退を防止するため、まちの賑わいを生み出すことを目的に、空き店舗等を活用して新規出店する事業者に対し、店舗等の月額賃料の一部を補助するものです。</p>
2	今回の補助金の対象となる業種はどのようなものですか。	<p>本補助金の趣旨(NO.1)に則し、まちの賑わいを生み出すことや、新規出店により周辺店舗への波及効果が期待される事業に対し本補助金を交付することとしています。</p> <p>従って、本補助金の対象となる業種は、日本標準産業分類に規定された次の業種となります。</p> <p>なお、大企業、中小企業、小規模事業者の如何は問いません。</p> <p>1 小売業 大分類 I 卸売・小売業 中分類 57 織物・衣類・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 小・細分類 全部</p> <p>2 飲食サービス業 大分類 M 宿泊業、飲食サービス業 中分類 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 小・細分類 全部</p> <p>3 生活関連サービス業、娯楽業 大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業 中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業 小・細分類 全部</p> <p>※ 日本標準産業分類については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)をご確認ください。</p>
3	今回の補助金の対象とならないのは、どのような場合ですか。	<p>次の場合は、補助金の対象とはなりません。</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(いわゆる「風営法」)第2条に規定する営業を行う場合 2 いわき市暴力団排除条例(平成24年いわき市条例第41号)第2条第1号から第3号までに該当する場合</p> <p>1の主な例としては、キャバレー、スナック、パブ、クラブ、マージャン店、パチンコ店、性風俗店、午前0時以降に遊興をさせ酒及び飲食を提供する店(ライブハウス、スポーツバー、ダーツバーなど)があります。</p>
4	本補助金の申請前に新規出店している場合でも対象となりますか。	<p>本補助金は、令和5年2月1日以降に新規出店する(した)事業者であれば、対象となります。</p>
5	新規出店日が令和5年1月31日ですが、この場合は本補助金の対象となりますか。	<p>本補助金は、令和5年2月1日以降の事業者について対象としております。ついては、令和5年1月31日に新規出店した場合は、本補助金の対象とはなりません。</p>

店舗等新規出店支援事業費補助金 Q&A

No.	質問項目	回答内容
6	新規出店に伴う工事の遅れ等により、令和6年1月31日までに新規出店できませんでした。この場合は本補助金の対象となりますか。	本補助金は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までに新規出店する事業者を、対象としております。 ついては、令和6年1月31日までに新規出店できなかった場合は、本補助金の対象とはなりません。
7	自宅で新規出店した場合は本補助金の対象となりますか。	本補助金の趣旨(NO.1参照)における空き店舗等とは、「入居者がいない又は決定していない店舗又はテナント区画で利用可能なもの」であり、事業に供する目的で整備されたものを指すことから、自宅で新規出店した場合は本補助金の対象とはなりません。 ただし、店舗兼住宅として賃借している場合(2階に自宅があるが、1階が店舗用スペースであり、空き店舗である場合)においては、店舗部分について本補助金の対象となります。 賃貸借契約書に店舗部分の賃料が明確に記載されていない場合は、面積比率で店舗部分の賃料を算出し、当該部分の金額が補助金の対象となります。 例)賃料10万円 総面積200㎡ 店舗120㎡ 住宅80㎡の場合 店舗部分賃料:10万円×120㎡÷200㎡=6万円 補助金対象額:6万円÷2×6月=18万円
8	空き店舗を購入した場合は、本補助金の対象となりますか。	本補助金については、親族以外の貸主から、賃貸借物件である空き店舗等を賃借し、新規出店する場合に対して、店舗賃料の一部を補助するものであるため、空き店舗を購入し、自己所有した場合は、本補助金の対象とはなりません。
9	自宅での通信販売事業など、対面しないで行われる事業も対象となりますか。	本補助金の趣旨(NO.1参照)が、継続的にまちの賑わいを生み出す事業を支援することを目的に実施するものであることから、対面しないで行われる通信販売事業などのEC事業者は対象とはなりません。
10	対象地域はありますか。	いわき市内であれば、どの地域でも対象となります。 ただし、事業者選定委員会において出店場所と申請店舗の関連性を評価項目としておりますので、ご注意ください。 また、「いわき市立地適正化計画における都市機能誘導区域」内に新規出店する場合は、事業者認定審査において、加点項目とします。
11	店舗を移転した場合は、本補助金の対象となりますか。	事業者都合により、市内から市内(例えば、小名浜地区から平地区)へ移転した場合は、本補助金の対象とはなりません。 同様に、同テナント内で移転した場合であっても、本補助金の対象とはなりません。 ただし、今まで入居していた施設が閉鎖したなど、止むを得ない事由によって移転した場合においては、本補助金の対象となります。
12	国、県等から同様の補助金(新規出店に伴う家賃補助の交付)を受けた、あるいは受ける予定の場合は、本補助金の対象となりますか。	国、県等から同様の補助金交付を受けた(受ける予定)場合にあつては、本補助金の対象とはなりません。

店舗等新規出店支援事業費補助金 Q&A

No.	質問項目	回答内容
13	店舗改装工事費、機械器具や備品の購入費は本補助金の対象となりますか。	本補助金は、店舗等に係る月額賃料のみを補助対象としており、店舗の改装工事費や機械器具又は備品の購入費は対象となりません。
14	法人登記はしておらず、個人で店舗を営んでいます。 店舗はいわき市にありますが、経営者は市外に居住しており、いわき市に納税していませんが、対象となりますか。	市外に居住している方(法人)でも対象となります。 ただし、納税証明書を申請書類としていることから、居住している市区町村の納税証明書を取得してください。 納税証明書の有効期限は、申請日から申請日を含めて90日以内に発行されたものに限りです。
15	賃貸借契約が6ヶ月間(いわゆる催事事業)となっていますが、本補助金の対象となりますか。	本補助金は、継続的にまちの賑わいを生み出す事業を支援することを目的に実施するものであることから、一年以上継続して事業を行うことを条件としております。 ついでに、賃貸借契約が6ヶ月間の事業については、本補助金の対象とはなりません。
16	店舗の賃貸借契約が月払以外の契約の場合も対象となりますか	月額で支払うことが賃貸借契約書に示されている費用のみを対象とします。
17	事前審査申請に必要である「空き店舗等の位置図及び平面図」について、具体的にどのようなものを準備すれば良いですか。	空き店舗の間取りや広さが図等で確認できるものをご準備ください。
18	事業者選定審査会とは何ですか。	本補助金を交付するにあたり、事業が適切に行われるかを判断するために開催するものです。 なお、本補助金の交付を受ける場合は、事業者選定審査会において一定以上の評価点を得た事業者のみとなりますので、事業計画書は詳細にご記入ください。
19	スケジュールが調整できず、事業者選定審査会に出席できない場合でも補助対象者として採択される可能性はありますか。	事業者選定審査会に出席できない場合、補助対象者として採択されません。募集期間終了後、応募者に事業者選定審査会の開催日時をお知らせしますので、スケジュール調整の上、必ずご参加ください。
20	複数店舗の経営を予定していますが、店舗数分申請は可能ですか。	店舗ごとに申請することは可能です。 ただし、事業者認定審査会において認定を受けた店舗のみが対象となるので、複数申請であっても全てが対象となるわけではないことに、ご注意ください。
21	納税証明書における証明事項は何ですか。	市町村税を滞納していないことを証明してください。 ・ 申請者が個人事業主の場合は、本人に滞納がないこと。 ・ 申請者が法人の場合は、法人に滞納がないこと。
22	税未申告ですが、対象となりますか。	対象となりません。

店舗等新規出店支援事業費補助金 Q&A

No.	質問項目	回答内容
23	税が課税されていませんが、どうすればよいですか。	市町村税が課税されていないこと(非課税であること)の証明を添付してください。
24	法人代表者、申請者本人でなくとも申請ができますか。	代理申請は可能です。 ただし、これから行われる事業の内容によって、補助金交付の可否が判断されることから、原則、法人代表者又は申請者本人の申請をお願いします。
25	申請から補助金が支給されるまでどれくらいの時間がかかりますか。	補助金交付までの流れについては、次のとおりとなります。 1 事前審査申請 2 事業者選定委員会(採択又は不採択の決定) 3 補助金の交付申請及び交付決定 4 事業完了後に実績報告を提出 5 現地調査(補助金額の確定) 6 補助金交付請求から補助金の支払い その為、事前審査申請から補助金支給まで最短でも4ヶ月程度かかることから、資金繰りには十分注意してください。ただし、書類不備等がある場合には、この限りではありませんので、ご理解をお願いいたします。
26	この補助金は課税対象となりますか。	事業者に対する経費補てんに該当することから、事業所得等として扱われ、課税対象となります。 ただし、補助金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合や、収支が黒字であっても医療費控除などの所得控除を差し引いた残額が無い場合などには、税負担は生じません。 詳細については、税務署へお問合せください。
27	市内に本店がある場合、市外の店舗も対象となりますか。	対象となるのは、市内の店舗のみで、市外の店舗は対象となりません。
28	店舗賃料のうち、どういった項目が補助対象となるのか	新規出店後に運営費用として発生する月額賃料・共益費・管理費・借地料・駐車場代が該当します。 なお、店舗賃料のうち、初期費用として発生する敷金・礼金・仲介手数料・保険料・補修費は対象となりません。
29	月額賃料が共益費、駐車場等の費用を含めた金額で契約している場合、どのように申請すれば良いですか	本補助金の性質上、月額賃料、共益費等の各費目を明確にしてください。 事前審査時には、予め貸主や不動産仲介業者等に確認し、各費目を明確にした上で申請してください。賃貸借契約書等で確認できない場合は、そのことがわかる明細資料を貸主や不動産仲介業者へ依頼し、提出をお願いします。
30	月額賃料の費用が税込表示となっておりますがどのようにすれば良いですか	補助金は税抜金額をもとに算定します。賃貸借契約書は必ず「税込」又は「税抜」がわかるようにしてください。

店舗等新規出店支援事業費補助金 Q&A

No.	質問項目	回答内容
31	新規出店するテナントの賃貸借契約に伴う賃料に該当するものが、「営業料」に該当する場合、賃料はどのように考えれば良いですか	月額賃料が「営業料」の名称のテナントに新規出店する場合は、営業料を月額賃料と読み替え、補助対象費用として申請してください。なお、申請の際には賃貸借契約書等、契約内容のわかる資料をあわせて提出してください。
32	貸主より、テナント契約した日から6か月間は月額賃料を半額にするとの話があった。その場合の補助金の算定方法はどのようになるのか	補助対象期間と優遇期間が重複する場合は、重複した期間に対する賃料は、優遇された賃料に基づいて、補助金を算定します。
33	税抜後の月額賃料が5万円であるが、補助金はいくらになりますか。	税抜後の月額家賃が5万円の場合は、月額賃料の2分の1が補助対象となりますので、2.5万円の6か月分となります。 したがって、2.5万円×6か月＝15万円となりますので、補助金額は、6か月合計で15万円となります。
34	税抜後の月額賃料が25万円であるが、補助金はいくらになりますか。	税抜後の月額家賃が25万円の場合は、月額賃料の2分の1が補助対象となりますので、12.5万円の6か月分となります。 したがって、12.5万円×6か月＝75万円となりますが、今回の補助額は月額上限10万円、6か月合計で60万円となっておりますので、本ケースの場合は上限額を超えているため、補助金額は、6か月合計で60万円となります。
35	月額賃料を売上の8%で契約していますが、補助金の算定はどのようになりますか。	月額賃料が売上に応じて設定されている場合は、月額賃料における最低保証額を算定の基礎とし、その2分の1を補助対象とします。 例として、月の売上が75万円あり、税抜後の月額賃料の最低保証額が8万円と定められている場合、補助対象額は、8万円×1/2＝4万円となり、補助金額は、4万円×6か月＝24万円となります。
36	月額賃料を売上の8%で契約しているテナントで、新規出店後の月額賃料が最低保証額の売上を上回った場合、補助金の算定はどのようになりますか。	補助金の算定は、上記(NO.35)の通り月額賃料の最低保証額に基づき算定した金額を補助対象額としますので、新規出店後6か月以内に最低保証額の売上を上回った場合でも、補助金の算定は変動しません。